

農業関係の補助事業一覧（抜粋）

補助事業名	内容	要件	補助率	補助額単価	担当
中山間地域等直接支払事業	景観の維持・荒廃農地の発生防止のため、傾斜地で耕作を行う農業者に対して交付するもの [令和2年度実績] 参加集落数：7集落 参加者数：37人 交付金額計：187万円	①旧榛原町地区 ②平均斜度15度以上の畑	[国] 2分の1 [県] 4分の1 [市] 4分の1	要件により異なるため、詳細はお問い合わせください	農林水産課 農地農政係 ☎2618
荒廃農地再生・集積費補助金	景観の悪化や病害虫の発生を助長するなど、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れのある荒廃農地を解消するためのもの	①市の調査により指定を受けた荒廃農地 ②事業実施者が認定農業者などであること ③農振農用地（青地）10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満 ④中間管理機構を活用した貸借契約を6年以上結ぶ	[市] 2分の1 (別に県2分の1の補助有)	10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満	農林水産課 特産係 ☎2618
野生鳥獣被害防除設備設置事業補助金	農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費を補助するもの（ワイヤーメッシュ柵や電気柵など）	①市内農地において営農し、収入を得ている農業者 ②購入前に申請書を提出	購入経費 2分の1 以内	上限5万円	農林水産課 特産係 ☎2618
鳥獣被害防除対策交付金	農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費を補助するもの（ワイヤーメッシュ柵や電気柵など）	①3戸以上の農家 ②事業前年度の9月末までに要望書を提出し、事前に補助金の審査を受けること	購入経費 10分の10	—	お茶振興課 お茶振興係 ☎2621
茶園集積推進事業	農地中間管理機構から借り受けた農地の茶樹に対して行う中切り・台切り、畝方向の統一などの改良経費へ支援するもの	農業経営を行う茶工場、茶工場を中心とする担い手（個人可） *認定農業者	[県] 2.5万円/ 10a [市] 2.5万円/ 10a	5万円/10a (定額)	お茶振興課 お茶振興係 ☎2621
茶複合経営推進事業「茶+a」	茶園から他の野菜栽培への転換に伴う経費に対して補助するもの 【伐根により生じる茶樹の処分費用、圃場環境整備（整地、土壌改良資材）、転作作物の苗代、肥料、資材など】	①市内に住所を有する農業者、農業者で構成された団体、農業生産法人で40a以上耕作している者 ②5a以上の転作（作物の指定有） ③耕作している茶畑が2分の1以上残っていること	定額	10万円/10a (転作初年度のみ) *上限30万円	志太榛原農林事務所 農村整備課 ☎054 (644)9123
経営体樹園地再編整備事業	農業者が自ら行う簡易な基盤整備を県が機動的に助成・整備するもの 【①畑面整備、②畝向き修正、③枕地・耕作道の区画拡大、④暗渠排水、⑤末端畑地かんがい設備】	①区画を拡大する茶園（暗渠排水、末端畑地かんがい設備は除く） ②対象園地全てを担い手が耕作すること など	[国] 定額	一般的な工事費の50%相当額を定額で助成。 施工は、農業者自らが実施。	お茶振興課 基盤整備係 ☎2621
多面的機能支払交付金事業	農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもの	地区で立ち上げた活動組織が行う農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路・農道・ため池などの軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動（*）に対して支援 *市で認定した事業計画に基づく	詳細はお問い合わせください	—	お茶振興課 基盤整備係 ☎2621

上記のほか、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「茶産地構造改革事業」、「農業基盤整備促進事業」、「経営所得安定対策」などさまざまな補助事業があります。事業では、農産物処理加工施設（荒茶加工機械など）、集出荷貯蔵施設、防霜施設などの整備と更新や、農業用機械等の導入（リース導入）、茶園の改植、基盤整備（区画整理）などができます。なお、それぞれ条件などがありますので、事前にお茶振興課または農林水産課へお問い合わせください。

おながい

「もみ殻」の提供にご協力ください

市と志太榛原農林事務所では、坂部・坂口地区の水田において、排水不良を解消するために暗渠排水管を設置する工事を行っています。施工に当たり、暗渠排水管の緩衝材として、もみ殻を使用していますが、工事の施工規模が大きくなり、大量のもみ殻が必要のため、その収集に苦勞しています。もみ殻の提供にご協力いただける場合にはご連絡をお願いします。お茶振興課 基盤整備係

「稲わら」の適正管理

一昨年の台風19号襲来時には、水稲収穫後の水田に残された稲わらが大量に流出し、下流側の水田、道路および水路に漂着・堆積しました。市では、堆積した稲わらの回収を実施しましたが、その処分が多岐にわたるため、費用を要し、昨年10月末にようやく最終処分が完了した状況です。つきましては、水稲収穫後の水田に残された稲わらの流出防止対策を徹底していただき、流出が確認された際には、



漂着・堆積した稲わら

農業危害防止運動（6月1日～8月31日）

6月～8月は、農薬の使用が増える時期です。農薬のラベルをよく確認し、適正に使用することにより、安全・安心な農産物の生産、農薬使用者および周辺住民の安全、そして周辺環境の保全を確保していきましょう。特に容器のラベルには、適

上流側および下流側の水田管理者が協力して片付け作業にあたってください。なお、本来、稲わらの処分は自己処分が原則であることから、市では一定の条件を満たした場合は、水田内に漂着・堆積した稲わらの処分は実施しませんので、各自で適正に管理してください。お茶振興課 基盤整備係

おしらせ

イノシシなどの有害鳥獣対策

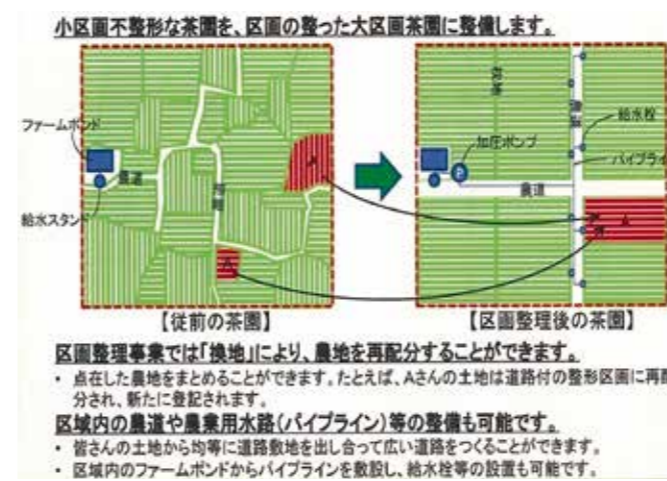
市では猟友会に委託して、農作物に被害を与えるイノシシなどの有害鳥獣を駆除しています。前年度は、豚熱の影響により捕獲頭数が減少しましたが、農業被害は減らず、正確な被害の把握も困難な状況です。農業者の皆さままで被害などを受けた場合はご相談ください。また、各自において放任作物の撤去や農地周辺の環境整備などの対策をお願いします。お茶振興課 特産係

農地バンクをご利用ください

農業従事者の高齢化や農地の相続などにより、所有者が耕作管理できなくなり、荒廃農地となる農地が増加しています。農地の有効利用を図るために農地バンク制度があります。利用されていない農地をお持ちの人は、農地の貸借を推進するために、登録をお願いします。お茶振興課 農地農政係

中間管理制度を活用した基盤整備事業

平成30年度から、農家の事業負担のない新たな農地の区画整理事業制度が始まりました。この事業は、事業を行う対象農地のすべてを中間管理機構へ貸し付けたうえで、小區画不整形な農地を区画の整った大区画農地に整備する制度です。効率的な耕作環境整備や農地の荒廃を防ぐためにも、基盤整備を早急に取り組む必要がありますので、要望がありましたら相談してください。お茶振興課 基盤整備係



各種制度資金

「設備投資をしてコスト削減を実現したい」「経営規模を拡大したい」場合に利用できる農業関連制度資金として「農業近代化資金」「スーパー資金」などがあります。これらの資金の融資を受ける場合にはさまざまな融資条件がありますので、市またはハイナン農協（本店・支店）に相談してください。お茶振興課 特産係